

香川県報



第48号

平成18年

6月20日(火曜日)

香川県知事 真鍋武紀

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

障害者自立支援法の規定による事業者の指定 （障害福祉課）

結核予防法の規定による指定医療機関の指定の辞退 （業務感染症対策課）

結核予防法の規定による指定医療機関の指定 （道 路 課）

道路の供用開始 （道 路 課）

●平成十二年香川県告示第三百四十九号（香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地域の指定等）の一部改正 （都市計画課）

公告

大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告 （経営支援課）

大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出 （土 地 改 良 課）

土地改良事業の適否決定 （土 地 改 良 課）

土地改良区の役員の就任の届出 （土 地 改 良 課）

土地改良区の役員の就任の届出 （土 地 改 良 課）

土地改良区の役員の住所変更の届出 （土 地 改 良 課）

都市計画の図書の写しの縦覧 （都市計画課）

告示

香川県告示第四百七十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十六年六月二十日

指定事業番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇二〇〇〇二八	社会福祉法人多度津さくら会知的障害者通所授産施設	社会福祉法人多度津さくら会	平成十八年六月十日	短期入所（知的障害者 児童）
三七〇〇三〇〇〇二八一	ふれあいの家 仲多度郡多度津町西港町一二七番地一〇	仲多度郡多度津町西港町一二七番地一〇		

香川県告示第四百七十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成十八年六月二十日

香川県知事 真鍋武紀

名称	所在地	開設者	辞退年月日
丸亀市国民健康保険 丸亀島診療所	丸亀市広島町青木四八二	丸亀市	平成十七年三月二十一日
丸亀市国民健康保険 丸亀島診療所	丸亀市本島町泊四九四	丸亀市	平成十七年三月二十一日
田村クリニク	丸亀市幸町一丁目五五	田村 弘三	平成十七年三月三十一日
高木胃腸科内科医院	丸亀市南条町四七	高木 俊雄	平成十七年三月三十一日
みさこクリニック	東かがわ市引田二〇二一	森岡 敬介	平成十七年三月三十一日
高橋内科医院	観音寺市大野原町中 姫二二二六一	高橋 靖道	平成十七年三月三十一日

荻田医院	三豊市仁尾町丁八七五	荻田 淳雄	平成十七年四月一日
志多医院	坂出市京町二丁目六四三	志多 敏治	平成十七年五月一日
佐藤眼科医院	善通寺市善通寺町一丁目六七	佐藤 道明	平成十七年八月二十五日
医療法人社団愛生会上里内科医院	坂出市室町一丁目一二五	医療法人社団愛生会	平成十七年八月三十一日
永松医院	小豆郡土庄町豊島家浦二〇二二一	永松 洋	平成十七年九月六日
塩江町国民健康保険塩江病院	高松市塩江町安原上東九九一	塩江町	平成十七年九月二十五日
宇多津浜クリニック	綾歌郡宇多津町浜五番丁六六一	猪尾 昌之	平成十七年九月三十日
三井外科医院	仲多度郡多度津町京町一三二二	三井 正雄	平成十七年十月一日
あきやま内科泌尿器科クリニック	高松市香川町大野四五九五	秋山 和己	平成十七年十二月三十一日
詫間町立国民健康保険永康病院	三豊市詫間町詫間一三八一	詫間町	平成十七年十二月三十一日
高瀬町立西香川病院	三豊市高瀬町比地中二九八三	高瀬町	平成十七年十二月三十一日
財田町国民健康保険直営財田診療所	三豊市財田町財田上二二四一	財田町	平成十七年十二月三十一日
香川町国民健康保険香川病院	高松市香川町浅野一二六〇	香川町	平成十八年一月九日
秋山薬局	坂出市林田町六五五五	秋山 卓三	平成十七年九月十二日
そづさん薬局	丸亀市土器町東四丁目七七	株式会社ユイフ ラット	平成十七年十月三十一日

たんぼば薬局香川中央店	高松市香川町浅野一二六一一五	西日本たんぼば薬局株式会社	平成十七年十月三十一日
香川県告示第四百七十七号 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。 平成十八年六月二十日			
名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 年 月 日
丸亀市国民健康保険丸亀島診療所	丸亀市広島町青木四八二	丸亀市	平成十七年三月二十二日
丸亀市国民健康保険本島診療所	丸亀市本島町泊四九四	丸亀市	平成十七年三月二十二日
医療法人社団田村クリニック	丸亀市幸町一丁目五五	医療法人社団田村クリニック	平成十七年四月一日
医療法人社団静楓会みさこクリニック	東かがわ市引田二〇二二一	医療法人社団静楓会	平成十七年四月一日
おおつか内科医院	丸亀市南条町四七	大塚 章司	平成十七年四月一日
あいあい歯科	木田郡三木町大字氷上三九九一	仁科 健二	平成十七年六月一日
増田耳鼻咽喉科医院	木田郡三木町大字下高岡一三五八一	増田 博範	平成十七年七月二十九日
医療法人社団愛生会上里医院	坂出市江尻町八三六五	医療法人社団愛生会	平成十七年九月一日
医療法人社団協志会宇多津浜クリニック	綾歌郡宇多津町浜五番丁六六一	医療法人社団協志会	平成十七年十月一日
かもだ内科クリニック	観音寺市坂本町七丁目一〇一〇	鴨田 匡史	平成十七年十一月九日
香川県知事 真 鍋 武 紀			

いわさき循環器科 内科クリニック	仲多度郡まんのう町 東高篠字中所一三七 八一	岩崎 篤志	平成十八年一月一日
医療法人社団健愛 会あきやまクリニ ック	高松市香川町大野四 五九 五	医療法人社団健 愛会	平成十八年一月一日
三豊市立西香川病 院	三豊市高瀬町比地中 二九八 三	三豊市	平成十八年一月一日
三豊市国民健康保 険財田診療所	三豊市財田町財田上 二二四 一	三豊市	平成十八年一月一日
三豊市立永康病院	三豊市詫間町詫間一 二九八 二	三豊市	平成十八年一月一日
みのりクリニク	坂出市駒止町一丁目 三 五ライフスクエ ア坂出一階	蔵谷弘子	平成十八年三月十五日
ぞうさん薬局	丸亀市土器町東四丁 目七三七	株式会社ユイフ ラット	平成十七年五月一日
快生堂羽方調剤薬 局	三豊市高瀬町羽方六 五九 三	株式会社快生堂	平成十七年六月一日
スター薬局四條店	仲多度郡まんのう町 四條七八四 五	有限会社スター 調剤薬局	平成十七年六月一〇日
かざしが丘調剤薬 局	綾歌郡綾川町畑田六 九六 一六	株式会社西日本 ファーマシー	平成十七年八月十一日
大川調剤薬局	小豆郡土庄町湊崎甲 二〇三一 八	有限会社和田薬 品	平成十七年九月一日
ファーマシー観音 音寺薬局	観音寺市植田町一〇 〇八 一	株式会社ファア マシー	平成十七年九月一日
京町薬局西庄店	坂出市西庄町字大屋 敷一七八 四	京町薬品有限会 社	平成十七年九月一日

ぞうさん薬局	丸亀市土器町東四丁 目七三七	有限会社アピス ファーマ	平成十七年十一月一日
たんぼば薬局香川 中央店	高松市香川町浅野一 二六一 一五	たんぼば薬局株 式会社	平成十七年十一月一日
有限会社香川ファ ーマシー遊もみの 木薬局	綾歌郡綾川町陶一七 一九 一	有限会社香川フ ァーマシー遊	平成十七年十二月一日
有限会社小西薬局	小豆郡小豆島町苗羽 甲一〇一四 三	有限会社小西薬 局	平成十八年一月一日
株式会社三河薬品 ミカワ調剤薬局善 通寺店	善通寺市善通寺町五 丁目三 一四	株式会社三河薬 品	平成十八年一月一日
こまどめ調剤薬局	坂出市駒止町一丁目 三 五ライフスクエ ア坂出一階	有限会社瀬戸内 ファーマシー	平成十八年三月十五日

香川県告示第四百七十八号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路
 の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。
 その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年六月二十日から同年七月十
 一日まで一般の縦覧に供する。
 平成十八年六月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一 道路の種類 県道（主要地方道） 二 路 線 名 坂出港線（十九号） 三 道路の区域			

坂出市文京町一丁目三五八〇番四地先から 坂出市文京町一丁目三五八〇番一〇地先ま で	二七・〇 四三・〇	二二五	平成十四年 香川県告示 第八十号及 び平成十八 年香川県告 示第百五号 で変更した 区域の一部
坂出市青葉町一一九六番四地先から	二七・五	八七	
坂出市青葉町一一六七番七地先まで	二七・七		

四 供用開始の期日 平成十八年六月二十日

香川県告示第四百七十九号

平成十二年香川県告示第三百四十九号(香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地域の指定等)の一部を次のように改正し、平成十八年六月二十日から施行する。

平成十八年六月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 (一)の表53の項中「県道高松綾南線」を「県道高松琴平線」に改める。

公 告

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号、以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年六月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となつた届出に係る公告
平成十八年香川県告示第六十五号
- 二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン高松 高松市上天神町高田三一四番一ほか
- 三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要
意見なし
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年六月二十日(火曜日)から同年七月二十日(木曜日)まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号、以下「法」という。)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年六月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所

株式会社アルペン 愛知県名古屋市区児玉三丁目三五番一八号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゴルフ5高松レインボー店 高松市多肥下町四三一ほか

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

株式会社アルペン 愛知県名古屋市区児玉三丁目三五番一八号

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年二月十三日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、五六五平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

七七台

(二) 駐輪場の収容台数

四七台

- (三) 荷さばき施設の面積
七六・三五平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の容量
九・一六立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後九時三十分
 - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時まで
 - (三) 駐車場の自動車の出入口の数
四箇所
 - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前七時から午後八時まで
- 二 届出年月日
平成十八年六月十二日
- 三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
 - 2 縦覧期間
平成十八年六月二十日（火曜日）から同年十月二十日（金曜日）まで
- 四 意見書の提出
法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十八年十月二十日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

- 1 記載すべき項目
 - (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (四) 意見の内容
 - 2 提出先
郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ
- 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市牟礼町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業勝仁地区）を行うことについて平成十八年六月七日適当と決定した。
その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十八年六月二十八日から同年七月十八日まで縦覧に供する。
平成十八年六月二十日
香川県知事 真 鍋 武 紀
- 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、丸亀市綾歌町土地改良区から役員の内退任及び就任について次のとおり届出があつた。
平成十八年六月二十日
香川県知事 真 鍋 武 紀
- | 役員の種類 | 氏名 | 住 所 | 退任年月日 |
|-------|-------|-----------------|-----------|
| 理事 | 土岐 勝美 | 丸亀市綾歌町岡田東一三三〇番地 | 平成一八、五、二三 |
| " | 廣田 穰 | 栗熊西九四六番地 | " |
| " | 丸尾 和義 | 富熊二八一六番地二 | " |
| " | 宮前 利孝 | 栗熊東八五二番地 | " |

理事	土岐 勝美	丸亀市綾歌町岡田東二三三〇番地	平成一八、五、二四
種 類	氏 名	住 所	就任年月日
丸尾 和義	富熊二八一六番地二		
宮前 利孝	富熊二八一六番地二		
宮本 政信	富熊二八一六番地二		
内海 俊幸	富熊一九九五番地二		
山本 薫	岡田下三二九番地		
吉崎 忠義	栗熊西八〇九番地		
山 地 武	高知県高知市針木東町二六番五一号		
逢坂 勝美	丸亀市綾歌町岡田東一六七二番地		
大 林 隆博	岡田上二五二九番地一		
辻村 友一	栗熊東二二七八番地二		
吉川 恭平	岡田東一七二七番地		
監 事 寺岡 俊夫	栗熊西一五〇一番地		
丸尾 重忠	富熊二二四八番地		
二 就任した役員			

理事	川田 史郎	高松市塩江町安原上二八九番地	平成一八、四、二二
種 類	氏 名	住 所	就任年月日
中井 弘	安原下第一号八二五番地		
植田 康宏	安原下第二号一五七四番地		
黒川 裕文	安原下第二号八二七番地		
佐立 幸夫	安原下二三四二番地		
植松 登	安原下第三号五七九番地		
松本 秀春	安原上東一五一五番地		
尾形 笹行	安原上東二〇六番地		
藤嶋 忠男	安原上東三〇五番地二		
藤澤 義夫	上西乙九五二番地		
藤本 栄美	上西乙五一五番地		
監 事 山田 光茂	安原下第一号六二八番地		
星野 道雄	安原上一七四一番地一五		
藤澤 幸正	上西甲一二八一番地		

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、高松市塩江町土地改良区から役員の内任について次のとおり届出があった。

平成十八年六月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更前 役員の 氏 名 住 所

後の別 種類

変更前 理事 山地 武 丸龜市綾歌町岡田西一九二五番地
変更後 理事 山地 武 高知県高知市針木東町二六番五一号

宇多津町から中讃広域都市計画道路の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年六月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成十八年六月二十日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています